

国民本位の新たな感染症対策樹立法案（通称） 概要

1. 感染症法の一部改正

(1) 後遺症情報の公表等

厚生労働大臣は、以下の措置を行う。

- ① 新型コロナの後遺症の病状、その診断・治療方法に関する情報の収集、整理、分析
- ② ①の結果の新聞、放送等適切な方法による積極的な公表
- ③ 後遺症患者が科学的知見に基づく適切な医療を受けるために必要な措置

(2) 新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制の構築

政府は、新型インフルエンザ等感染症等に係る医療提供体制を迅速かつ適確に構築する措置を講ずる医療機関に対して、措置実施による支出増・収入減を補填するため、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。この場合において、その補填に必要な費用については、保険者等に負担させてはならない。

2. 予防接種法の一部改正

●副反応その他の予防接種に関する情報の公表

厚生労働大臣は、以下の措置を行う。

- ① 新型コロナワクチン接種について、その有効性、安全性、副反応に関する情報の収集、整理、分析
- ② ①の結果の新聞、放送等適切な方法による積極的な公表

3. その他

●新型コロナの新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方の検討

国は、速やかに、新型コロナに関する状況の変化を勘案し、新型コロナの新型インフルエンザ等感染症への位置付けの在り方について、他の感染症類型との比較等の観点から検討を加え、必要な見直しを行う。

※この法律案は、公布の日から施行